平成24年第5回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成24年12月20日(木曜日)

議事日程第5号

平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開議

日程第1	会議録署名議員の指名													
日程第2	所管事項調査について													
日程第3	一般廃棄物最終処分場等調査対策について													
日程第4	議案第125号、同第130号、同第172号、同第173号及び同第178号													
	並びに請願第7号													
日程第5	議案第126号から同第129号まで、議案第131号から同第159号まで、													
	議案第174号及び同第175号													
日程第6	議案第160号から同第170号まで、議案第176号及び同第177号													
日程第7	議案第171号及び同第179号													
日程第8	発議第10号													
日程第 9	発議第11号及び同第12号													
日程第10	発議第13号													
日程第11	閉会中の継続審査及び調査について													

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名													
日程第2	所管事項調査について													
日程第3	一般廃棄物最終処分場等調査対策について													
日程第4	議案第125号、同第130号、同第172号、同第173号及び同第178号													
	並びに請願第7号													
日程第5	議案第126号から同第129号まで、議案第131号から同第159号まで、													
	議案第174号及び同第175号													
日程第6	議案第160号から同第170号まで、議案第176号及び同第177号													
日程第7	議案第171号及び同第179号													
日程第8	発議第10号													
日程第9	発議第11号及び同第12号													
日程第10	発議第13号													
日程第11	閉会中の継続審査及び調査について													

+

応招議員 26名

出席議員 25名

1番	甲	村		聰	君	2番	保	坂		悟	君
3番	斉	木		勇	君	4番	渡	辺	重	雄	君
5番	古	畑	浩	_	君	6番	後	藤	善	和	君
7番	田	中	立	_	君	8番	古	Ш		昇	君
9番	久 保	田	長	門	君	10番	保	坂	良	_	君
11番	中	村		実	君	12番	大	滝		豊	君
13番	伊	藤	文	博	君	14番	田	原		実	君
15番	吉	畄	静	夫	君	16番	池	田	達	夫	君
17番	五十	嵐	健一	郎	君	18番	倉	又		稔	君
20番	樋		英	_	君	2 1 番	松	尾	徹	郎	君
2 2番	野	本	信	行	君	23番	斉	藤	伸	_	君
2 4番	伊井	澤	_	郎	君	25番	鈴	木	勢	子	君

欠席議員 1名

1 9 番 髙 澤 公 君

26番 新 保 峰 孝 君

説明のため出席した者の職氏名

_																
市		長	米	田		徹	君	副	ī	Ħ	長	本	間	政	_	君
総務	部	長	金	子	裕	彦	君	市	民	部	長	吉	岡	正	史	君
産 業	部	長	酒	井	良	尚	君	総	務	課	長	渡	辺	辰	夫	君
企画財	政 課	長	斉	藤	隆	_	君	能	生 事	務 所	長	久傷	田	幸	利	君
青海事	務 所	長	木	下	耕	造	君	市	民	課	長	竹え	と内		豊	君
環 境 生	活 課	長	渡	辺		勇	君	福	祉 事	務 所	長	加	藤	美t	也子	君
健康増	進 課	長	岩	﨑	良	之	君	交	流 観	光 課	長	滝	Ш	_	夫	君
商工農林	水産調	長	斉	藤		孝	君	建	設	課	長	串	橋	秀	樹	君
都 市 整	備 課	長	金	子	晴	彦	君	会	計管理者	当会計 認	果長	結	城	_	也	君
ガス水	道 局	長	小	林		忠	君	消	ß	防	長	小	林		強	君
教 育	育	長	竹	田	正	光	君	教 教育	育 委員会教	次 育総務課長	長兼務	伊	奈		晃	君
教育委員会	こども	課長	吉	田	_	郎	君	中:	央公民 民図書	生涯学習 館長 兼館長 兼 一ム館長	è務 衰務	田	原	秀	夫	君

教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ケ原考古館長兼務

佐々木 繁雄君

監查委員事務局長 横田 靖彦君

事務局出席職員

局 長 小 林 武夫君 次 長 猪 又 功 君 主 任 主 杳 水 島 誠仁君 主 杳 大 西 学 君

午前10時00分 開議

議長(古畑浩一君)

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、髙澤 公議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

日程第1.会議録署名議員の指名

議長(古畑浩一君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、12番、大滝 豊議員、25番、鈴木勢子議員、両名を指名いたします。 ここで本日9時30分より議会運営委員会が開かれておりますが、その協議題をめぐって結論が 出ていないということで、議会運営委員会委員長より開会後、直ちに休憩をとって議会運営委員会 を開催してほしいと要望がありました。議会の開会前に決めなければならない重要な案件と議長は 判断いたしまして、ここで休憩をとらさせていただきまして、議会運営委員会を開催することとい たします。

暫時休憩とし、再開につきましては、皆様に個々にご連絡を申し上げますので、連絡がとれる場所で待機をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、暫時休憩といたします。

午前10時01分 休憩

午前10時48分 開議

議長(古畑浩一君)

休憩を解き会議を再開いたします。

- 353 -

休会中、並びにただいま休憩中に、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

甲村 聰議会運営委員会委員長。

[「議長」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

甲村委員長。〔1番 甲村 聰君登壇〕

1番(甲村 聰君)

おはようございます。

本日9時30分より議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告 いたします。

まず、委員長報告でありますが、総務文教、建設産業及び市民厚生の各常任委員長から、休会中に所管事項調査を行い、その経過について、また、一般廃棄物最終処分場等調査対策特別委員長から中間報告について、それぞれ口頭報告を行いたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議といたしまして、発議第10号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議第11号、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第12号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、発議第13号、放射性物質を含む汚泥処理に関する決議の4件が、所定の手続を経て提出されました。

なお、発議第13号につきましては、この取り扱いについて本会議休憩中に再度協議いたしました結果、この4件を本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることと決しました。

次の日程に入ります前に、斉藤企画財政課長より発言を求められておりますので、この際これを 許します。

斉藤企画財政課長。

[「議長」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

斉藤企画財政課長。 〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

企画財政課長(斉藤隆一君)

去る12月11日に行われた一般質問において、吉岡議員の旧姫川病院の利用再生の質問に対し、 私のほうから、当市も廃校となった建物を抱えており、活用の参考にさせていただきたい旨の答弁 をいたしましたが、言葉が足りず誤解を招く答弁となりましたことから、ここにおわびをし、補足 をさせていただきたいと思います。

正しくは、旧姫川病院については、現在、建物の所有者が不在であり、根抵当権等の権利設定もあることから活用できる状況にありません。

なお、市としても廃校となった建物も抱えており、柏崎市及び上越市の事例につきましては、活用の参考にさせていただきたい。

以上です。

日程第2.所管事項調査について

議長(古畑浩一君)

次に、日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件につきましては休会中、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会、市民厚生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

伊藤委員長。 [13番 伊藤文博君登壇]

13番(伊藤文博君)

おはようございます。

総務文教常任委員会では、休会中の12月13日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

糸魚川地区公民館の改築についてでは、担当課より、市長要望、議会への請願内容を受けて検討した新しい案について説明を受けた後、委員より、面積は当初提案をカバーしているということだが機能は十分か、ピーク時の利用者に対応できるのか、結論はいつ出すのかという質疑に対し、当初提案の延べ床面積は、地階を含む4階で1,957平米で、今回の提案は地上3階で1,873平米であるが、当初提案の地階のトイレ、階段等のスペースを考慮すると、同等の有効床面積となる。美術室、音楽室などの部屋名称はつけていないが、多目的利用として必要な防音設備も備える予定であり、音響や照明にも十分対応したい。

ピーク時に対応できない利用者には、まがたま等別の施設を利用してもらい、使用料は同等とすることも検討している。今後は、本案を改築検討委員会の皆さんに示して意見を伺い、了承されれ

ば詳細設計に入り、平成25年度に解体工事、26年度に改築を行う予定であると答弁されております。

私立保育園の運営についてでは、これまでの経過と今後の方針について教育委員会より説明を受けた後、委員より、不正、不適正と想定される取引金額は、時効期限を過ぎていない平成5年度から平成22年度までの合計で約3,930万円で、法的に返還請求を求め得る金額は約2,310万円というが、その差額は何か。また、不正経理により児童、保護者に不便が生じた可能性はあるかという質疑に対し、会計士による会計処理上の判断と、弁護士による法的判断の差である。日常の保育に差しさわりはなく、職員の退職金積立金などに影響があったと答弁され、法人が保育の委託先とふさわしいかどうかをどう判断するのか。今後、市として私立保育園の会計に、どのようにかかわっていくのかという質疑に対し、通常の運営に支障は出ていないが、法人としての責任については解明に努力中である。今後の運営については、体制もかわっているので、現在はしっかりしていると考えるが、今後の検討の中で判断していく。今後は私立保育園の会計処理に対して、会計検査を行っていきたいと答弁されております。

なお、付託案件審査、所管事項調査の途中で市長より発言があり、やまのい保育園建設工事の工期延長について工程管理に甘さがあり、心からおわびを申し上げる。担当する教育総務課の職員に、厳しく厳重注意をしたところである。議会及び保護者の皆様に、ご心配をおかけしたことについては心よりおわび申し上げるとともに、12月25日の開園日に向けて、遅滞なく準備を進めてまいるので、ご理解を賜りたいと報告、陳謝がありました。

委員より、職員の厳重注意では生ぬるい。三役の減俸処置をすべきであると意見が出され、市長からは、妥当な処分であるという趣旨の質疑、答弁が繰り返されております。

委員会日程最後のその他のところで、再度、委員会で、この件を含む行政の執行体制全般について、再度、集約するように申し出があり、次のように集約しております。

本定例会初日の委員長報告のとおり、やまのい保育園建設工事について、委員会として厳しい集約をいたしたように、本件に関しては、より厳しい管理が求められてきたにもかかわらず、最終段階で工期に間に合わないことが判明した。このようなことが起こらないよう、通常は配置しない管理者の増員まで行ったはずである。

委員会審査全般において、今後このようなことが起こらないように注意するという答弁が、至るところで見られるように、行政の業務執行、チェック体制の甘さと緊張感のなさに対して、大いに疑問を感じるところである。これまで生じている問題を徹底検証し、水平展開を図って再発防止、業務改善に努めて、真の行政改革を強力に推進するよう強く要望すると集約しております。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。 お諮りをいたします。

- 356 -

__

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

渡辺委員長。 〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番(渡辺重雄君)

おはようございます。

建設産業常任委員会では11月29日に市外調査、12月14日に委員会で所管事項調査を行っておりますので、その内容についてご報告を申し上げます。

12月14日の委員会では、ガス水道事業についての水道管網広域化事業についてと、商工業の振興についての糸魚川なりわいネットワークによる事業展開について、それぞれ調査を行いました。

水道管網広域化事業についてでは、まず、担当より、能生上水道区域模式図により、新設、廃止、 既存施設に関する説明と、見直しに関する説明があり、その後、質疑に入りました。

委員より、24年2月に示された実施計画はどうなるのか、今まで何年もかかってつくってきたわけで、耐震設計をしなければならないと言うが前からわかっている話で、海洋高校の上の高いところにタンクをつくるという計画を立てて、実施計画を立ててきたわけであり、今までの事業のあり方について何をやっていたのか不可解であるとの指摘があり、これに対し、委員の皆様方のご意見をいただく中で再度いろいろ検討した結果、ある施設をもう一度しっかり診断してみて、使えるものは使い、また補修できるものは補修して、あるものを使うことによって新設の規模も圧縮できる部分もあるのではないかなど、いろんな観点から少し戻させていただいたわけであり、迷惑をかけたことをおわびし、進めさせていただきたいとの答弁がなされました。

また、今あるもので使えるものを何とか使いたいので耐震診断をしたいということだが、これについての見通しというのはどうなのかとの質問には、今、明記してあるのは使えるということで考えているが、どれくらいの修繕なり補修ができるかというところである。使えないものは、これには明記をしていないとの答弁がなされました。

今回は、水道管網広域化事業での能生地域における施設整備に関して詳しい調査を予定しておりましたが、ここへきて行政側で見直しをし、いま一度点検したり診断したりして、きちっとしたものを示したいということから、当初の予定どおりというわけにはいかず、今後、きちっとした計画書が作成されるということになりました。

次に、糸魚川なりわいネットワークによる事業展開についてでは、担当課より、ネットワーク設立までの経過、ネットワーク実施事業、連携・新商品開発事例、今後の予定などの説明があり、調査に入りました。

委員から、今のところ物産販売とか生産物のPRというふうなことであるが、商談に踏み込んだ 事例というのはあるのかという質問があり、今後、製品の商談もあるが、場所を設定して、なりわ

いネットワークの既存の商品、連携事例を少しずつプロモーションしていきたいという考えで、1つ1つ花がやっと咲いてきた状況であるとの答弁がなされ、どんどんチャレンジをふやしていかないと、なりわいネットワークになっていかない。数を見ると25年度で2件だとか3件で、数百件ぐらいないと商売は成り立たないと思うがどうかとの質問には、相談対応したもので、4月から約80件という現状であり、専門的な機関へのつなぎということでは、新潟産業創造機構、そして技術の話になると、大学の工学部などにつなげなければならないことも起きてくるので、体制はワーキングチームでとれるような状況になっているとの答弁がなされました。

新潟産業創造機構だとか大学との連携、その辺もどんどんやっていけるような体制もつくって、 異業種交流団体ともタイアップして、売りは「日本海と食」しか糸魚川はないと言われているので、 商店街も含めてやっていくような形をネットワークにしたらどうかとの意見には、12月19日に 漁協の水産加工場を見る予定であり、特に、糸魚川商店街周辺のうまいもんをつくっている事業者 を誘って見学をし、今後のマッチングの実績にしていきたいと思っている。お望みであれば違うと ころにもつなげるというのは、企業支援室ができて以来、行っているところであるとの答弁がなさ れました。

さらに糸魚川も中小企業が一致団結して、何か1つのものをつくり上げるような企画というか、 そういったものを考えていけないのか。また、新幹線が開業するに当たって、賞味期限が短いもの で、ここへ来なければ食べられないものというか、糸魚川ならでは食べれるものを何か1つ見つけ ていただいたらおもしろいと思う。

それと楽しみながら商品をつくっていく。負荷がかからない中で商品をつくって、それをネットにあげたら爆発的に売れたみたいな、そういった少し気持ちを楽にして、それをサポートするような仕組みを期待しているので、検討していただきたいとの意見には、貴重な意見であり、先般、視察をされてきた部分だと思っており、参考にさせていただきたいとの答弁がなされました。

ほかにも、いろんな質疑が交わされましたが、省略をさせていただきます。

以上が、12月14日の所管事項調査でございます。

次に、去る11月29日、米粉の活用について市外調査を行っておりますので、ご報告をいたします。

視察先は、新潟県胎内市の新潟製粉株式会社であります。

初めに、胎内市の農政係長より、胎内市の米粉用米の取り組みについて説明を受け、次に、新潟製粉株式会社の総務部長より、米粉処理加工施設第2工場の概要と、胎内市における米粉づくりの始まりや、新潟県の製粉技術の導入経過、国内の稲作と米粉情勢について説明を受け、その後、質疑を行っております。

まず、胎内市の米粉用の米づくりについてであります。

胎内市の主たる産業は稲作であり、市では減反政策において米以外の転作を行うことより、水田本来の姿を維持する方法として米粉用加工米の作付を推進し、平成19年度22.37ヘクタールの作付からスタートし、平成24年度では307.93ヘクタールまで拡大をしております。

この間、平成20年には新規需要米制度が新設され、市全体で取り組みを行うこととし、同年には地元農協のカントリーエレベーターがほぼ満杯となり、翌平成21年には農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、カントリーエレベーターを増設して対応しております。

- 358 -

-

なお、カントリーエレベーターとは、米を乾燥、調整、貯蔵をする施設のことであります。

農業者の所得状況につきましては、平成19年度までは加工用米の扱いで取り組み、平成20年度から新規需要米制度を活用し、中間マージンを抑制する形で農協と栽培契約を行って、生産者が 米粉用の米を生産しております。

具体的な所得額は、平成 2 4 年の米の仮渡金が、食料米が 6 0 キログラムで 1 万 5 , 5 0 0 円に対し、新規需要米制度では、米粉用米が 6 0 キログラムで 1 , 5 0 0 円となり、約 1 0 分の 1 になります。そこに個別所得補償制度により、国が 1 0 アール当たり 8 万円、市は 1 0 アール当たり 9 , 5 0 0 円を支給することで補てんを行っております。 1 0 アール当たりおよそ 8 俵の収穫としますと、 6 0 キログラム当たり約 1 万 1 , 0 0 0 円になる計算であります。

次に、新潟製粉株式会社の事業等についてであります。

米粉の会社を立ち上げるきっかけは、旧黒川村の伊藤村長が米を精米する際に出るくず米を見て、捨てるにはもったいないので何かに利用できないかと考え、新潟県が所有していた製粉づくりの特許を受け、平成10年に旧黒川村が1,500万円、民間が1,500万円の出資で第三セクターの製粉工場を立ち上げており、それが現在の本社工場になっております。しかし、1日8時間で5トンの生産を行ったが、全く売れなかったそうであります。

その後、テレビで「だんご3兄弟」が流行し、一時的に売れるようになり、その後、本格的に米粉のニーズが高まったのは平成19年、小麦粉の値上がりにより、一気に注目を浴びることになり、 爆発的に売り上げが伸びたそうであります。

そして平成22年には、第2工場が総建設費約11億円で、そのうち国の補助金が約5億3,000万円で完成し、1日8時間で7.5トンの生産が可能で、本社工場と合わせて年間約8,400トンの生産をしております。現在も需要があるため、営業社員はいないとのことであります。

そのほかに新潟県の特許であった2種類の微細製粉技術の説明や、大手企業との取引状況、日本の食料自給率と農業の動向、また、6次産業の実態等について説明をいただいております。

今回の視察でわかったことは、胎内市と同様の加工施設を糸魚川市に設置するには建設費が高く、国の補助金も期待できないとのことであります。また、米粉の原料が少ない上、販路もほぼ定着しており、新規開拓は難しいとのことであります。ただ、地産地消という限定的な取り組みであれば、佐渡市のように年間20トンぐらいの生産量を、何か付加価値をつけて地元で消費する形はできるのではないかとのことでありました。

新潟製粉株式会社では、コシヒカリブランドで商品を販売しておりますが、米を粉にした場合、 品種は全く関係なく、粉の細やかさにより違いが出るそうであります。ただ、コシヒカリを前面に 出した方が売れるので、コシヒカリブランドにしているそうであります。

糸魚川市において大規模な米粉製粉工場を設置するより、米粉ホームベーカリー等を普及させ、 地元のお米をパンやパスタ等にして消費拡大を行うほうが、現実的な取り組みという結論に至りま した。そこで、今後は米粉ホームベーカリーの普及策を講じる検討をすべきと委員会の提案であり ます。

最後に、今回の視察先である胎内市では、米粉発祥の地として米粉グルメメニューを市内飲食店 で展開しており、実際、当委員会では市内のホテルで昼食に、米粉づくしの料理をいただきました。

その中に、「べえべえ」というおもしろい食品がありました。米粉のクレープと呼ばれるもので、この「べえべえ」を使って、あんこを挟み京都の八ツ橋のようにすれば、おいしいお菓子ができるとの委員の声もありましたので紹介をしておきます。

いずれにしましても、胎内市は全国初の米粉専用工場をつくり、コシヒカリの米粉を生産し、地元飲食店と協力しながら米粉を使ったオリジナル料理を開発したり、子どもたちの給食に米粉メニューを取り入れるなど、米粉を生かしたまちづくりを展開しております。

行政、飲食店、一般家庭、生産者が、米粉の力で地域が元気を取り戻しております。糸魚川市も官・民・学が一体となって、一層のまちづくりを推進し、目に見える活性化を期待しております。

議長(古畑浩一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

ご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、田原 実市民厚生常任委員会副委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

田原副委員長。〔14番 田原 実君登壇〕

14番(田原 実君)

おはようございます。

市民厚生常任委員会副委員長の田原でございます。

本会議開催時に古畑議長からお話がありましたように、髙澤委員長が本日欠席されておりますので、委員長にかわり報告をさせていただきます。

市民厚生常任委員会では、12月17日に所管事項調査を行っていますので、その経過と結果に ついて報告いたします。

調査事項は、上水道及び工業用水道から生じる汚泥の処理について、及び糸魚川市空き家等の適 正管理に関する条例の策定についての2項目であります。

まず、上水道及び工業用水道から生じる汚泥の処理について。

これは当委員会にて何度か所管事項調査し、随時、報告を受けていたものであります。また、この件については11月13日に、全員協議会として行政側からの説明を受け、議員の皆様も市長の 汚泥の受け入れに関しては、基本的に了承という意向を伺ったと思います。

- 360 -

今回は汚泥を受け入れる予定の当市、搬出先の市、処理を行うセメント会社の3者で締結する基本協定案について調査しました。

行政からは汚泥を受け入れる場合の市の対応について、また、協定案の考え方について説明を受けました。行政としては国の安全基準に即したものであるため、協定締結に向け事務処理を進めていきたいとのことであります。

委員から、協定書案の3条、汚泥の種類及び数量についてでは、全体数量が明確になっていない。 全体総量での規制は考えていないのかとの質問に対し、行政からは、単位当たり100ベクレル以 下は放射性物質として扱わなくてよい廃棄物であるが、量的なものは事前に市へ協議するというこ とで、特段総量の規制を行う考え方はない。

なお、セメントキルンで処理できる汚泥の量というのは、キルン1本当たり30トンから50トンという数量であると答弁がありました。

また、委員から、処理をする事業所の排ガスを調査するとのことだが、全量を吸引してやるのではないため、排ガスに含まれる放射性物質の測定結果は信用できるのかとの質問に対し、行政からは、排ガスの測定は国で定められた手順に従って実施しており、市としては適切な計測方法と考えていると答弁がありました。

また、委員から、昨年の3月11日の福島原発事故以降、微量の放射性物質を含んだ下水道汚泥を受け入れており、市では空間線量を測定し、現在まで何も異常値は出ていないと言うが、空間線量のはかり方は、セシウムが出す 線をはかっているのではないため、正確にどれだけの放射線、

線が出ているか測定しない限り、大丈夫だということは言えなのではないかとの質問に対し、行政からは、現在の測定は直接 線を測定するものでないが、 線を測定することにより放射性物質の量は推量できると考えている。しかし、市民からの要望もあるため、 線の測定ができる測定器械を発注して、1月に納入予定のため、納入後は、すぐに測定結果について公表していくと答弁がありました。

また、委員から、空間線量の測定結果を市民へ周知する方法として、本庁と青海、能生両事務所の各窓口での閲覧や、広報紙、ホームページでの掲載を予定しているようだが、問題意識のある市民が見ようとした場合に、すぐに見ることができないものとなることが心配だ。

糸魚川市民からは、今住んでいるところで、今こういうことをやっているのだという現状を認識してもらうことが重要であり、また実際に、このような安全な数値なんだということを市役所の窓口など、誰もが見える場所に設置することで、市民に安心を与えることとなるのではないかとの質問に対し、行政から、測定結果をわかりやすくグラフ化し、可視化を図り、広報紙、ホームページでの掲載のほか、周知する測定箇所も絞って、庁舎入り口など常時提示できるような方法も検討すると答弁がありました。

また、委員からの意見として、国の法律に基づいて事業を進めていくから市民へは安全・安心であるという行政の説明であるが、法律というのは時の政府の都合で、幾らでもいいように変えることができる。平成24年12月9日以降に施行された特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)の改正の事例もあり、どんどん法律は変わっていく。今、国が単位当たり100ベクレル以下は安全ですと言ったところで、これも改正される可能性があり、あのときにもっと慎重にやっておけばよかったということにならないように要望する。

しかし、協定を結ばないよりは、協定を結んで一定のレベル以下に抑えるということは、1つ改善されたと思うので、市が締結するのであれば、その協定の中でECRR(欧州放射線リスク委員会)が出している数値、単位当たり20ベクレル以下という考え方もあり、総量規制をする予定がないのなら、せめて当市は単位当たり20ベクレル以下ということで、協定を結ぶ努力をするべきではないかという意見もありました。

続きまして、糸魚川市空き家等の適正管理に関する条例の策定について。

この項目は、本定例会初日に委員長報告をさせていただきましたとおり、1度事業の概要について調査しておりましたが、委員各位からの提言を反映させたものとなっているかを確認するために、 改めて調査をしたものです。

行政からは、平成25年3月定例会での上程に向けて条例の文案精査を行い、前回の調査時に提言された専門家等による審議会や、第三者委員会の設置については規定に盛り込むかどうか、他市の状況を調査して作成に取りかかっており、上程前に示すことができそうであるとの説明がありました。

委員から、このような条例を策定するメリットの1つには、空き家の状況把握と、その処理の事務処理手続が明確になることである。空き家の把握については1担当課では難しい面もあり、庁内でどのような連携を図るのかとの質問に対し、行政からは、空き家の状況把握では、防犯担当、建築担当、火災予防担当、家屋調査担当など、庁内でそれぞれの役割分担を協議し、スムーズな事務処理をしていくという庁内連携の形をつくっていきたい。また、庁内担当のみならず、各地域の代表や役員との連携を図ることにより、さらなる把握に努めると答弁がありました。

なお、委員からは、住民の安全・安心を損なうような空き家について、各住民、各地区に責任を 持たせるよう、空き家の管理に対する地区住民の意識改革が必要であるのではないかとの意見、要 望がありました。

このほかにも活発な質疑や意見がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

新保議員。

26番(新保峰孝君)

暫時休憩をお願いします。

議長(古畑浩一君)

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時28分 開議

議長(古畑浩一君)

休憩を解き会議を再開いたします。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

日程第3.一般廃棄物最終処分場等調査対策について

議長(古畑浩一君)

次に、日程第3、一般廃棄物最終処分場等調査対策についてを議題といたします。

一般廃棄物最終処分場等調査対策特別委員会に付託中の本件について、同委員長より中間報告を 行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

五十嵐健一郎一般廃棄物最終処分場等調査対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

五十嵐委員長。 〔17番 五十嵐健一郎君登壇〕

17番(五十嵐健一郎君)

それでは、これより一般廃棄物最終処分場等調査対策特別委員会の第10回から、市外調査を含めた第13回までの中間報告をさせていただきます。

まず、7月10日、第10回の特別委員会では、昨年度から策定を進めております循環型社会形成推進計画策定業務委託の概略と、あり方検討委員会の進捗状況が説明されました。

推進計画は、現在進めている適正化工事の財源確保に必須な計画であるが、計画書の内容には実施を取りやめたごみ有料化の記載などあったため、委員会から改正箇所の指摘が何点か出され、担当課のほうでは、訂正するとのことでありました。

7月31日には、大野地区の一般廃棄物最終処分場総合整備対策委員会と、当特別委員会にて委員会協議会を開催し、最終処分場を有する地区の生の意見や思いの中で、再生事業を含めいろいろな問題や要望など、今後の処分場のあり方を決めていく上で大変貴重な協議会でありました。

8月22日、第11回の特別委員会では、一般廃棄物最終処分場の適正化工事を進め、今後の整備検討を含めた上で、大野地区から市へ要望が出されている6項目について、初めに現地視察を行った上、要望内容の詳細説明、及び進捗状況の説明がありました。

なお、6項目は、 糸魚川市一般廃棄物最終処分場の安全対策の促進、 市道大野山道線、大野 西海線の整備、 大野地区公民館の増築、 大野地区公民館駐車場の拡幅及び多目的広場の設置、 _

合併処理浄化槽設置に伴う生活用排水路の整備、 大野地区水道整備の促進と支援の充実であります。

所管する各担当課の説明では、事業が進んでいる項目もあり、大野区民も期待しているものもあるとのことですが、項目の大半はまだまだ検討中であり、具体的なスケジュールも示せない項目もありました。

委員からは、今後も大野区と担当課の密な打ち合わせが必要であり、誠意を持って対応するためにも、早急にこの6項目についての覚書などが必要であるとの強い意見がありました。しかし、市の担当では、現在は最終処分場の安定化工事を最優先で進めているとの旨の説明がされております。

また、9月11日付で古畑議長宛てに、大野地区一般廃棄物最終処分場総合整備対策委員会から、議論の結果、適正化工事を一刻も早く完工するとともに、その後、今まで埋め立てられた廃棄物を再生処理し、良質な土砂で埋め戻すことが最良と集約され、市のごみ処理施設あり方検討委員会においてもセットで検討し、積極的な取り組みを強く要望されております。

11月27日、第13回の特別委員会では、午前中に委員会協議会を開催し、午後からは一般廃棄物最終処分場再生事業について、また、最終処分場の適正化工事の経過と予定、及びごみ処理施設あり方検討委員会からの報告について調査しております。

午前中の委員会協議会では、財団法人日本環境衛生センター西日本支局の山内氏から、最終処分場の再生事業について、再生事業とはどういうものか、当市で実施した場合、どのような方式で、 どのくらいの事業費が推測されるかなど貴重な意見交換がされました。

なお、11月21日は、大野区に対して委員会協議会と同様に、再生事業について説明会が開催 されております。

引き続き、午後からは委員会に切りかえ、再生事業の市の方針について調査しました。

活発な議論を経て、最後に集約事項がされております。

その1、再生事業と適正化、増設事業の方針決定については、現行の適正化工事に影響が出るため、市長が中心となり大野区と協議、早く結論を出すこと。

その 2、大野区への対応については、これまでの説明会の持ち方など誠意ある対応が認められないので、今後、大野区に納得していただけるよう対応すること。さらに、庁内でしっかりとコンセンサスをとり、圧縮や絞り込みなど慎重に詰めて、方針、方向性を早期に出すことを強く要望するものであります。

また、最終処分場の適正化工事の経過と予定についてでは、委員から、詳細について大野区住民へ説明されていない。早急に、この件については説明会をお願いしたいとのことであり、担当も、早急な説明会の実施をするとのことでありました。

次に、専門家を含めた委員会であるあり方検討委員会からの報告書ということで、昨年から7回 実施した委員会の最終的な報告書が示されました。

次期ごみ処理施設の処理方法が約10ほどある方式から、3案の方式に絞り込まれたものであります。この3案について、今後、当市でどのような方式で整備するか検討を早急に進めていくとのことです。

委員から、今後検討するに当たり、現在関係している地区代表の人も入れるべきであるという意 見や、ごみ処理施設の整備場所も再検討するように意見が出されており、担当課も今後の検討課題

- 364 -

であり、議会も含め議論を続けるとのことであります。

続きまして、当特別委員会では、第12回として、11月15日、16日の2日間、市外調査を 行っておりますのでご報告をいたします。

視察先は、岐阜県山県市のクリーンセンターと岐阜県関市にあるクリーンプラザ中濃の 2 カ所であります。

調査項目は、施設の事業概要と設備概要、さらに運用状況についてであります。関市においては、 再生処理の事業の取り組みも視察しております。

まず、初めに、山県市のクリーンセンターについてであります。

施設概要は、設計と施工は日立造船株式会社であり、燃焼処理方式はストーカ炉、施設規模は、 1炉・18トンのものが2炉あり、1日計36トンの24時間運転をしております。

事業費概要は、建設工事費は約37億6,600万円、施工管理等を含む総事業費は38億6,600万円です。財源として、環境省の循環型社会形成交付金及び合併特例債を活用し、ほとんど一般財源の持ち出しはありません。

平成22年3月に竣工したこのストーカ灰溶融炉施設は自然環境に配慮し、排ガスや飛灰中のダイオキシン類の高度処理ができることに市長がこだわりできた施設であり、循環型社会形成推進交付金の採択要件として、余熱を10%以上熱回収することになっていることから、 排煙防止装置、燃焼用空気加熱、 し尿汚泥、公共下水道汚泥の乾燥を行い、約12%の熱回収を行っております。

工場内の排水については、工場内のプラント用水に再利用するなど、公害防止対策に万全を期した設備であります。

また、循環型社会を推進するため、エネルギー回収推進施設(ごみ焼却施設)には、灰溶融炉を併設し、焼却灰よりスラグとメタルを取り出しております。さらにマテリアルリサイクル推進施設(不燃ごみ、粗大ごみ処理施設)では、鉄、アルミの資源回収をしております。

施設の運営は、日立造船が長期包括運営委託方式により、15年で約62億円の契約とし、施設 の消費期限にあわせ、契約事業内容は11項目に及び、ほぼ全ての運営を行っております。

日立造船では、10年前からこの長期包括運営方式で運営を行い、全国18カ所で運営し、ことしはさらに4カ所ふえる予定で、どの施設も無事故を続けているとのことであります。施設の建設工事と運営管理を日立造船に一本化することで、複数会社による管理に比べ割安に運営できるとのことです。

ごみの収集方法については、ごみ回収は週2回を基本とし、粗大ごみと不燃ごみは受付センターに依頼する形で行い、引き取りの場合は400円、持ち込みの場合は200円と料金設定されており、ごみの減量化に効果が出ているそうです。

ごみ処理施設の機種選定については、中間処理性、環境保全性、再資源化、総合機能性、安全性、維持管理性、経済性の7項目において調査検討されて、ストーカ炉方式が一番経済的でメンテナンス費が安く、故障しにくいので選ばれたそうです。

ただ、循環型エネルギー回収目的の灰溶融炉は、全国的には減少傾向になっており、スラグの処理方法に課題があるとのことでした。具体的には、スラグに金属が混じるため商品価値が低いとのことであります。

糸魚川市が参考にすべき点は、故障が少なく経済的、ストーカ炉方式がお勧めであることと、コストの面やスラグ処理の動向によっては、灰溶融炉の導入については慎重にすべきということであります。施設の施工、管理運営を1社に集中することで、経済性が図られる効果がありますので、1社に委託する場合は、会社の実績等をしっかり見きわめる必要があります。

次に、関市と美濃市の広域行政組合のクリーンセンター中濃についてであります。

施設の概要は、燃焼処理方式は流動床式ガス化溶融炉、施設規模は1炉・56トンのものが3炉あり、計1日168トンの24時間運転をしております。

事業費概要は、荏原製作所、設計施工のガス化溶融施設の建設工事費は、約73億4,000万円、神戸製鋼所、設計施工のリサイクルプラザは、約11億2,000万円です。場内整備工事が1億6,000万円、敷地造成工事が6億6,000万円、そのほかの実施設計等が2億1,000万円で、総額事業費は約95億円であり、財源として概算ですが、環境省の補助金は25億円、起債は57億円、地方交付税が1億5,000万円、実質の組合持ち出しは11億円とのことです。

平成15年3月(平成14年12月本稼働)竣工した流動床式ガス化溶融炉施設は、ごみを高温で溶かし、スラグ、飛灰、金属を再資源化しております。スラグについては、地元アスファルト会社が1トン当たり300円で買い取り、100%処理していることが特徴です。買い取り理由は、スラグがJIS規格であり、金属が混ざっていないために安定した買い取りを実現しておりました。ちなみに、高温溶融炉ではスラグに金属が混じるため後にさびが出るので、買い取りが難しいとのことでした。

また、溶融炉の排熱を利用して、常時平均1,700キロワットを発電し、最大で1,980キロワットまで発電ができる能力を持っております。施設内の電力として活用しております。

流動床式ガス化溶融炉を採用した理由は、最終処分場の延命化を図るためで、掘り起こしのできる機種を前提に、安全性、技術内容、ランニングコストなど11項目により調査検討し、結果として、ごみの持つカロリーを利用することにより、化石燃料など助燃剤が少なく、CO₂の排出量や排ガス量、残渣量が少ないことや、灯油を使わないなど環境面、経済面ですぐれていると判断したそうです。メリットは故障が少ないことで、デメリットは運転は専門家に依頼しなければならないとのことでした。

併設しているリサイクルプラザは、粗大ごみや資源ごみを資源循環型で処理しております。ガス 化溶融施設(ごみ焼却施設)は荏原製作所で設計工事を行い、リサイクルプラザ、中間処理施設は 神戸製鋼所で設計工事を行ったため、後に整合性を図ることに労力を費やし、結果的にコストは割 高になってしまったとのことであります。結論として、施設の設計と工事の管理運営は1本にした ほうがよいとのことでした。

大野地区から要望が出ております再生処理の取り組みについては、最終処分場に埋め立ててある ごみの状態が糸魚川市と全く違い、きれいに粉砕処理されているもので、処分場の延命化とはいえ、 糸魚川市の最終処分場の実態から比較すると、そのまま埋めてあっても問題がないと思える内容で した。ただ、関市の場合、新規の最終処分場ができないという問題があり、再処理を選択するしか なかったそうです。

埋め立てたごみの再処理は、掘り起こした後ふるいにかけ、上部に残ったものは、滋賀県草津市

- 366 -

-

にある民間業者に1トン3万円で処理を依頼し、ふるいから落ちたものは溶融炉で再処理を行い、 再度、処理場に埋めるとのことでした。この作業で、全体で4割の減量化ができるとのことでした。

糸魚川市が参考にすべき点は、最終処分場の再生処理のために溶融炉を導入する場合は、スラグの処理先を決めておく必要があること。大野地区の最終処分場に埋めてあるごみを持ち出し、外部委託で処理することも1つの選択であること。山県市同様、焼却炉施設と分別処理施設の設計、施工運営は1本化したほうが経済的であり、施設の整合性が図られるので管理しやすいとのことです。

以上が、市外調査報告でありまして、以上で、特別委員会の中間報告とさせていただきます。

議長(古畑浩一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することと決しました。

日程第4.議案第125号、同第130号、同第172号、同第173号、 及び同第178号並びに請願第7号

議長(古畑浩一君)

次に、日程第4、議案第125号、同第130号、同第172号、同第173号及び同第178号並びに請願第7号を一括議題といたします。

本案につきましては休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過 と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

伊藤委員長。 〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番(伊藤文博君)

本定例会初日の12月3日及び12月11日において、総務文教常任委員会に付託となりました本案は、去る12月13日に審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決、請願第7号は採択であり、9月定例会で継続審査となっていた請願第4号は、再度、継続審査であります。

議案第125号、辺地に係る総合整備計画の変更についてでは、特に質疑なく、質疑を終結しております。

議案第130号、指定管理者の指定について(おててこ会館)では、委員より、本案件に限らず、 指定管理者制度については、慎重にも慎重を重ねて取り組むべきであると意見が出されたほか、特 段報告すべき点はありません。

議案第172号、平成24年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算(第1号)では、委員より、一般質問において温泉センターの赤字幅が拡大していると答弁があったが、詳しい説明を求めると質疑があり、10月末の赤字額が約390万円であり、11月末の売上が前年比86%と14%減少していることから施設の性格上、固定費が同等と考えると、売り上げが減っている分だけ、赤字幅が拡大しているということであると答弁されております。

議案第173号、平成24年度糸魚川市集合支払特別会計補正予算(第1号)では、特に質疑なく、質疑を終結しております。

議案第178号、糸魚川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでは、委員より、年度途中から政務調査費が政務活動費に変更になるということかという質疑に対し、経過措置が認められたことと、当市議会は年度当初に年間分を支出していることから、平成25年4月分から政務活動費とすることになると答弁されております。

また、政務調査費そのものについて廃止を含め、その見直しという方向で取り組むべきだと訴えてきた。本案については反対すると、反対の意見が出され、起立採決の結果、賛成多数で原案可決されております。

請願第4号、柵口温泉センターの存続を求める請願では、9月定例会では上南地区の活性化協議会の議論や、1年間の利用促進の状況を踏まえて判断したいということで継続審査となっている。また、指定管理者制度への移行に関する所管事項調査の中でも審査されていることから、継続審査とするべきであると意見が出され、継続審査としております。

請願第7号、糸魚川地区公民館の建設に関する請願では、審査に入る前に、本請願については市の事業なので、採択をすると、その内容、結果について議会が責任を持つことになる。しかし、議会は執行権者ではないので、議会の権限において請願の内容について最大限努力するという考えであることを、委員会としての統一の考え方とすると全員の意見の一致を確認してから審査に入っています。

前段で、糸魚川地区公民館の改築について所管事項調査を行っていて、請願の願意を入れた新しい案を、糸魚川地区公民館改築検討委員会に諮ることが確認されていることから、請願の願意に異論なく、採択を図ることになりました。

採択の前に委員長より、本請願の内容は、具体的かつ限定的な表現で、要求事項をまとめられている。本委員会としての採択には、請願の願意を受けて、柔軟な、幅広い選択をすることを含めることを委員会の総意とすべきではないかと委員に諮られ、異議なく了解されております。

したがって、本請願の願意を受けて、柔軟な、幅広い選択をすることを含めることを委員会の総 意とした上で、採択されております。

以上で、付託案件審査報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

- 368 -

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

吉岡議員。 〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番(吉岡静夫君)

議案第178号、糸魚川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてについて、反対討論を申し述べさせていただきます。

この件につきましては、今、委員長報告も触れておりました。確かに本案は、地方自治法の改正を受けての、しかも一律的な対応ということであります。その推移はわかります。しかし一方、政務調査費のあり方については、その周辺事情も含めまして、さまざまな意見が交わされていることも事実であります。

私は政務調査費のあり方そのものについては、その名称がどうあろうが、今申し上げたそれらの動きも熟慮し、廃止を含め、その見直しをという方向で取り組むべきと訴えてもまいりました。そういった折の本案件であります。ということで、私はこの機に政務調査費の廃止という方向へかじを切るべきだ、進むべきだという視点から取り組むべきだと考えます。

よって、私は本案件につきましては賛成いたしかねます。反対の意見を表明させていただきます。 議長(古畑浩一君)

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第125号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第130号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第172号、平成24年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第173号、平成24年度糸魚川市集合支払特別会計補正予算(第1号)についてを 採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第178号、糸魚川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制 定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起 立]

議長(古畑浩一君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、請願第7号、糸魚川地区公民館の建設に関する請願を採決いたします。

本請願を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択することに決しました。

議長(古畑浩一君)

それでは昼食時限のため暫時休憩とし、再開を13時といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 開議

議長(古畑浩一君)

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5.議案第126号から同第129号まで、議案第131号から同第159号まで、 議案第174号及び同第175号

議長(古畑浩一君)

次に、日程第5、議案第126号から同第129号まで、議案第131号から同第159号まで、 議案第174号及び同第175号を一括議題といたします。

本案につきましては休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過 と結果について委員長の報告を求めます。

渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

渡辺委員長。 〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番(渡辺重雄君)

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案について、去る12月14日に審査を終了していますので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

質疑のありました議案に関しまして、内容を若干ご報告いたします。

議案第131号、糸魚川市神道山公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、委員から、直営で管理できるようにするための条例改正ということは、神道山公園で新たに指定管理の指定を受ける団体がいないということかとの質問があり、今まで神道山管理組合に指定管理で管理を委託していたが、9月11日に組合員の高齢化ということで辞退の届け出を受け、それを受けて来年1年間、直営管理で動かして、その1年間で何とか新しい指定管理者を見つけたいと考えているとの答弁がなされ、さらに、見つからなかった場合どうするのかとの指摘には、市としてはジオサイトであるということ、また、1,088段の階段をつくるときには、旧能生町民から浄財をいただいて整備したということを含めて、公園としては維持をしていきたいと考えているので、新たな指定管理者を探すことに全力を尽くしていきたいが、どうしてもそれが見つからない場合には、最低限、施設の管理を直営で続けていきたいと考えているとの答弁がなされました。

また、条例改正したとしても、指定管理の適任者がいれば1年と言わず、早ければ来年4月1日から指定管理にお願いできるという観測はあるのかとの質問には、できる条例でお願いをしているので、年度の途中であっても議会の承認を得られれば指定管理にできると認識しているので、探してみたいと思うとの答弁がなされました。

委員からは、地域の人たちが今まで一生懸命管理してくださった施設であり、地域の周辺の方から管理をしていただけるような形をつくっていただきたいので、1年間は行政でということにこだわらず、その努力を今後とも引き続きしていただきたいとの要望がありました。

次に、議案第132号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第138号、議案第140号の財産の譲与についての一括審査では、委員から、集会施設が地区に譲

与されると、その地区の所有になるが、老朽化して建てかえとか大規模修繕をする場合、集落に力がない場合は市も支援する必要があるが、そういうことも考えながら提案をしているのかとの質問があり、今現在の制度では、地区のほうで集会施設の新築なり修繕をする場合には、糸魚川市の地区集会施設整備補助金というものがあり、今回、譲与する地区についても、現在も実質、地元の施設ということで、修繕があるときは、この補助金を利用していただいているのが現状であるとの答弁がなされました。

このほかにも若干の質疑がなされておりますが、省略をさせていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、 これにて討論を終結いたします。

これより議案第126号から同第129号まで、指定管理者の指定についてを一括して採決いた します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第131号、糸魚川市神道山公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第132号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いた します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第133号、糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いた

- 372 -

+

.

します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第134号、糸魚川市多目的交流センター条例の一部を改正する条例の制定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第135号、糸魚川市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いた します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第136号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第137号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第138号及び同第140号、財産の譲与についてを一括採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

+

次に、議案第139号、財産の譲与についてを採決いたします。

地方自治法第117条の規定により、樋口議員の退席を求めます。

〔20番 樋口英一君退席〕

議長(古畑浩一君)

それでは、お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

樋口英一議員の退席を解きます。

[20番 樋口英一君着席]

議長(古畑浩一君)

それでは、次に議案第141号から同第159号まで、指定管理者の指定についてを一括採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第174号、平成24年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第175号、平成24年度糸魚川市集落排水浄化槽事業特別会計補正予算(第3号) についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第6.議案第160号から同第170号まで、議案第176号及び同第177号

議長(古畑浩一君)

次に、日程第6、議案第160号から同第170号まで、議案第176号及び同第177号を一 括議題といたします。

本案につきましては休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実市民厚生常任委員会副委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

田原副委員長。〔14番 田原 実君登壇〕

14番(田原 実君)

本定例会初日に市民厚生常任委員会に付託されました本案については、12月17日に審査が終了していますので、その経過と結果について報告します。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第161号から169号は、墓地の指定管理の指定について、各地区の団体が長年管理してきた地区の墓地についてであります。今回は161号の小柳墓地から169号の玉ノ木墓地まで、計9議案についてを一括で質疑し、一括で採決しております。

委員から、指定管理者団体それぞれで墓地の規模も違う。管理上での問題点があるかどうか、状況把握に努めているかとの質問対し、行政からは、今回の指定管理の更新に当たり各地区代表者と面会し、現状を確認し、意見等を聞いている。なお、どの墓地に関しても、良好な管理状態であることを確認しているとの答弁がありました。

議案第170号、地域生活支援センターこまくさの指定管理者の指定については、委員から、管理運営体制は5人の職員でも兼務の職員が多い。指定管理団体の上越つくしの里医療福祉協会のほかの業務を行っているのかとの質問に対し、行政からは、事務室には通常職員が4名いる。ここでいう兼務とは、本社がある上越市の施設と兼務ということではなく、当地域の中での別のサービスを行うことを兼務としたとのことであるとの答弁がありました。

次に、議案第176号、平成24年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号) では、前回の委員会で所管事項調査を行った診療所の整備基本構想後の実施設計委託料が主なもの であり、質疑はそのことが焦点となりました。

委員から、病院の設計ではバリアフリーが原則だが、今計画は2階建であるのにエレベーターの 設置が予定されていない。後からでもエレベーターが設置できるようにスペースを確保すべきでは ないかとの質問に対し、行政から、診療の全てを1階のワンフロアで対応するのが望ましいと考え 設計をしている。

ただ、おおさわの里の増床の関係もあり、余裕をもったスペースの確保をしたいということから、 一般の患者への対応は1階で間に合うようにし、医者と看護師が2階を使うようにしたので、今計 画では、エレベーターの設置は不要ということで検討したとの答弁がありました。

委員から、駐車場が市道中野口大沢線を横断したところに計画されているが、市道の法線を変更 し、駐車場を確保すべきではないかとの質問に対し、行政から、市道中野口大沢線を横断したとこ ろに中能生地区公民館の建てかえを計画しており、診療所の患者も、この公民館の駐車場を利用で

+

きるような形で計画を進めている。

また、市道の法線の変更は民家が立ち並んでいるので難しいが、関係課と検討するとの答弁がありました。

このほかにも活発な質疑や意見がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第160号、糸魚川市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてを採決 いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第161号から同第170号まで、指定管理者の指定についてを一括採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第176号、平成24年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号) を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第177号、平成24年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

- 376 -

日程第7.議案第171号及び同第179号

議長(古畑浩一君)

次に、日程第7、議案第171号及び同第179号を一括議題といたします。

本案につきましては休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

伊藤委員長。 〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番(伊藤文博君)

本定例会初日の12月3日において、議案第171号平成24年度糸魚川市一般会計補正予算(第10号)のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきまして、去る12月13日に審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議会事務局関係部分では、委員より、来年早々に特別職報酬等審議会を開かれるということだが、 白紙諮問するつもりか。白紙諮問ではなくて、議会が減員したこと、議員の条件が悪過ぎて若くて 有能な方が出られない現状を見て、白紙諮問ではなくて、市長の意見としてつけ加えて諮問すると いうことはできないかという質疑に対し、市長より、白紙諮問の考え方である。議会からの意見も ある中で、意見をつけ加えることについて検討すると答弁されております。

企画財政課関係部分では、過疎地域自立促進支援基金積立金は過疎債を発行して、これを積み立てるということでありますが、剰余金でもって積み立てるということなら理解できるが、過疎債で積み立てるという考え方はいかがなものかという質疑に対し、過疎債がソフト事業にも充てられることになり、限度額に充当しきれなかった分を基金として積んでいる。それにより、過疎法の期限が過ぎても有効利用できることになると答弁されております。

教育委員会関係部分では、インフルエンザ接種事業が補正で取り上げられているが、当初予算で削られた段階の医師会との協議が十分ではなかったのではないか。また、医療費助成でカバーできるというのであれば、ヒブワクチン、肺炎球菌も同じことだと言えるが、いかがかという質疑に対し、医療費助成を優先したためであるが、当初予算編成の段階で、専門家である医師会との協議が不足していた点は大変申しわけない。

ヒブワクチン、肺炎球菌の予防接種助成は国、県の助成制度があり、インフルエンザ予防接種助成は市の単独事業ということもあって、それに準拠した形で判断した結果であったが、医師会からの助言で、今回補正することになったと答弁されております。

ほかにも若干の質疑がありましたが、省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

次に、渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

[「議長」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

渡辺委員長。 〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番(渡辺重雄君)

当委員会に付託となりました本案につきましては、去る12月14日に審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告をいたします。

議案第171号の交流観光課関係では、スカイパーク振興事業で、大規模修繕というのは次年度からは、この指定管理料から外して、別に市の備品に対する修繕として計上していくのかとの質問があり、予算書の書き方について臨時という表現がどうかという指摘があり、一般の指定管理料と特別のものは、分けて計上することにしているとの答弁がなされました。

大規模修繕の中に6月補正で1,900万円、12月で950万円、この中で保険の対象となったのは、どれぐらいの額かとの質問には、今回、6月の大規模修繕でリフト、電柱と2件の物件があるが、全ての修繕が終わり、支払いが終わった後、請求金額の確定をして、市有物件共済会のほうに保険金の請求をすることにしており、保険金については、申請をしてから約1カ月ぐらいで入ると見込んでいるとの答弁がなされ、さらに、保険金は申請したとおりに確定すると見ていいのかとの質問には、保険金の金額については、実際、復旧した金額と対象の施設の経年劣化等の補正率もあるので、復旧した金額の100%は、いただけない可能性はあるが、おおむね、こちらで試算した金額での請求という形になるとの答弁がなされました。

また、経済の波及効果をある程度数値化して、その中における拠点施設の重要性というのはしっかり出すべきだと思う。目先の赤字か、赤字じゃないかという部分以外の論議も必要ではないかとの指摘には、経済波及効果は、はっきりとした数字ではないが、総額で約9億円程度と推測をしているとの答弁がなされました。

総括的な要望として、糸魚川市の2つのスキー場施設に関する理念をはっきりさせ、経済波及効果も市民に説明し、雪国に住んでいる子どもたちが、全員スキーができるような環境づくりや、目に見えない費用対効果という部分も市からアピールをしていただきたいとの要望がありました。

農業委員会、商工農林水産課関係では、林道施設災害復旧事業に関して、委員から、林道橋立上路線は開かずの林道であるが、今後、どういうふうにしようと思っているのか。その全体計画を教えていただきたいとの質問があり、以前の委員会でもご指摘をいただいているとおり、災害が多いということで、今年度、改良計画のための補助計画を立て、来年度以降、法面の改良であるとか、災害を防ぐための横断側溝の呑口側の改良ということで、国庫補助事業を入れて改良する計画にしているとの答弁がなされました。

建設課関係では、道路新設改良事業で、委員から、市道改良の通学路の安全緊急点検について、 ほかにまだいろいろあったのかどうか。また、今後どうやっていくのか、概要を教えてほしいとの 質問があり、これに対し、緊急合同点検を全国で実施するように通達があり、糸魚川市においても、 国、県、市、教育委員会等で現地を回った。

- 378 -

回る前に各学校から、危険箇所として50カ所ほどの提出をいただき、それを全て回り、その中で対策が必要なものが全体で11カ所あり、警察の関係で横断歩道の対策が3カ所、市の建設課が主体になる道路関係で8カ所挙げている。公表が義務づけられていることから、ホームページでも公表しているとの答弁がなされました。

また、委員から、この11カ所について、今後の事故防止のためにも委員会にも場所を知らせてほしいとの要望には、全体については、議長を通じて議員のほうに配るようにしたい。また、11カ所については、早く予算がつけられると思っているとの答弁がなされました。

このほかにも質疑が交わされておりますが、省略をさせていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

次に、田原 実市民厚生常任委員会副委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

田原副委員長。〔14番 田原 実君登壇〕

14番(田原 実君)

本定例会初日に、市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、12月 17日に審査が終了していますので、その経過と結果について報告します。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

福祉事務所関係では、3款、民生費、1項、社会福祉費、高齢者向け住宅改修助成事業での助成事業補助金では、委員から、今回の補正金額90万円で何件の改修を見込んでいるのか。また、住宅改修の申請件数の推移はとの質問に対し、今後、住宅改修は5件程度見込んでいる。また、申請件数も増加傾向で、工事内容も、階段昇降機の設置や、高床式住宅へのスロープ設置など、大規模改修もふえてきているとの答弁がありました。

なお、この事業については、委員からは、現状の県補助金のほかに市の単独補助事業も検討し、 現状の介護サービスに即した改修工事も可能となるよう要望もあり、また、市内で新築住宅を請け 負う建築業者、設計業者には、介護のしやすい住宅も提案していただきたいとの意見もありました。

健康増進課関係では、4款、衛生費、1項、保健衛生費、子宮頸がん予防ワクチン接種事業での予防接種委託料では、委員から、現在までの子宮頸がん予防ワクチンの接種率、また、助成対象者が中学1年生から高校2年生まで拡大されているが、対象者が拡大された理由はとの質問に対し、現在までの接種率は86%で、接種対象者拡大の理由は、事業開始のときに予防効果を高めるために、対象者が拡大されたとの答弁がありました。

環境生活課関係では、4款、衛生費、3項、清掃費、ごみ減量対策推進事業での生ごみ処理機購入費補助金について、委員から、10月から生ごみ処理機の購入補助率を2分の1以内から4分の3以内に上げたことにより、大幅に補助申請件数がふえたことは大変評価する。

コンポストや堆肥化促進箱(サンペール)のあっせん価格の設定の方法はとの質問に、コンポストと堆肥化促進箱を扱っている市内2事業所の販売店から相見積もりを取ったところ、配送も含めてのあっせんであるため、JAひすいのみ見積もり提出があったとの答弁がありました。

また、委員からは、補助購入世帯の地域別等の集計はされているようだが、さらに世帯構成など

も含めた形の統計をとり、今後の生ごみ減量化の施策の参考とするよう努めるよう、また、資源になる紙類などの新たな分別方法の周知徹底を、今以上に図るよう意見が出されております。

そのほか多少の質疑はありましたが、特段報告することはありません。

以上で、市民厚生常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長(古畑浩一君)

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。

25番(鈴木勢子君)

議案第171号、補正予算で、建設産業常任委員長にお尋ねいたします。

8款、土木費の中の6項、都市計画費、糸魚川駅自由通路整備事業でありますが、今回の補正予算で自由通路整備工事委託料、それから連絡通路整備工事委託料が大幅に減額されております。これに伴って国庫支出金、交付金もかなり減額されておりますが、この工事委託料の大幅な減額は、どういうところから生じたものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

渡辺委員長。 〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番(渡辺重雄君)

お答えいたします。

委員会では、委員より特別これらに関する質問はなかったんですが、担当課より、JR側の対応が間に合わないといいますか、具体的に対応できる状況でないということで、年度内の工事はできないということで、そういたしますと予算に盛ってありますけれども、この予算に対しても、一旦返還をしなければならないというシステムになっているということでございまして、したがって、また来年度以降、この工事にかかる状況が発生したときに、計上させていただくというふうなお話をお聞きしております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。

25番(鈴木勢子君)

そのような理由でしたら了解いたしました。

議長(古畑浩一君)

ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

- 380 -

_

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、 これにて討論を終結いたします。

これより議案第171号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算(第10号)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第179号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算(第11号)を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第8.発議第10号

議長(古畑浩一君)

次に、日程第8、発議第10号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

甲村 聰議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

甲村議員。〔1番 甲村 聰君登壇〕

1番(甲村 聰君)

ご説明を申し上げます。

発議第10号は、糸魚川市議会委員会条例の一部改正でありまして、議員定数が変更されたことに伴う常任委員会の委員定数の変更と、自治法の改正により、これまで地方自治法で定められていた委員会に関する規定が条例に委任されたことに伴う、所要の改正などを行いたいものであります。

第2条の改正では、見出しを、「常任委員の所属及び常任委員会」の名称を「委員定数及び所管」に改め、総務文教常任委員会及び建設産業常任委員会の定数を「9人」から「7人」に、市民厚生常任委員会の定数を「8人」から「6人」に改めております。

また、この条項を第2条第2項として、第2条第1項として、「議員は少なくとも、一つの常任 委員となるものとする」とする条文を追加する改正を行っております。

第6条の改正では、見出しを、「特別委員会設置等」に改め、3項として、「特別委員は、特別 委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任とする」を追加する改正を行ってお

ります。

第8条の改正では、第2項として、「議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する」条文の追加と、これを行うための項の移動、あわせて条文の整備を行っております。

第16条は、条文の整備であります。

以上であります。

議長(古畑浩一君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

倉又議員。

18番(倉又 稔君)

議運の委員長に1点質問いたします。

第2条関係でございますが、会議や審査を行うには、最低人員は何人が必要であるかということの問題があります。これは個々によって、それぞれの考えは違うと思いますけども、私は会議を行うには6人では少ないと思っております。委員長、副委員長を除けば委員が4人、誰か1人でも2人でも欠席すれば、本当に会議が設立するのかどうかということを私は常々思っておりますので、最低の人員でも7名から8名は必要だと思います。

そういう意味で、今度の新しい2項ですか、4行目ですけども、「少なくとも一の常任委員となるものとする。」と、こういうふうに改正するということは、「少なくとも」と入ってくることは、常任委員を重複しても構わないという解釈だと私は思っておりますので、強行規定でないので、それを踏まえれば、この2条の第1号、2号、3号、それぞれ私としては8人ぐらいが妥当ではないかと思いますけども、その辺の審査はどのようにして行われたか、行われなかったのかをお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

甲村議員。〔1番 甲村 聰君登壇〕

1番(甲村 聰君)

倉又議員にお答えいたします。

先ほど倉又議員のほうから人数について、常任委員会の人数が少ないという見解の内容のお話であります。これにつきましては、議会運営委員会の中でも意見の交換はなされております。

しかし、20名として決定した中で、複数の委員会を認めるということは、公正になる委員会、 議員としてダブって2つの常任委員会に所属するということについては、公正が図れないという意 見も出ておったことをお伝えします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

倉又議員。

18番(倉又 稔君)

- 382 -

+

そういうものを公正性だというか、平等性だとかと言うんじゃないんです。そういうことを言えば、1つの常任委員会に所属していますけども、じゃあ特別委員会に所属している議員と、いない 人間って、じゃあそういうものは公正性があると思いますか。

[「議長」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

甲村議員。〔1番 甲村 聰君登壇〕

1番(甲村 聰君)

特別委員会は、またその構成員を議運の中で諮られるということでありますので、幾つの特別委員会が形成されるかという部分については、その時々の対応ということになると思います。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

倉又議員。

18番(倉又 稔君)

それでは視点を変えて聞きますけども、それでは地方自治法は、なぜ重複してもいいというような改正をされたんですか。初めから公平性が保たれないというんなら、自治法改正なんてする必要はなかったんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

甲村議員。〔1番 甲村 聰君登壇〕

1番(甲村 聰君)

お答えいたします。

そのことも含めて論議が交わされました。20名の議員数を決定して、3常任委員会ということを決定された中では、7・7・6という形が想定された中で20名が決定されたと、このように論議の中であったんではないかと、このように思います。その部分の中で、2つの所属は望ましくないという結論に達して、7・7・6という形になったと私は受けとめております。

以上であります。

18番(倉又 稔君)

ちょっと答弁としては不満ですけども、3回ということなので、これで終わります。

議長(古畑浩一君)

ほかにご質疑ございませんか。

〔「休憩」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

暫時休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時46分 開議

+

議長(古畑浩一君)

休憩を解き会議を再開いたします。

ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、 これにて討論を終結いたします。

これより発議第10号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「私は反対します」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

それでは異議ありと認め、本案につきましては起立により採決を行います。

[「休憩」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

暫時休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後1時51分 開議

議長(古畑浩一君)

休憩を解き会議を再開いたします。

甲村議会運営委員会委員長より、補足の説明をしたい旨の申し出がありますので、議長としてこれを許可いたします。

甲村議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

甲村議員。〔1番 甲村 聰君登壇〕

- 384 -

.

1番(甲村 聰君)

補足説明をさせていただきます。

発議第10号につきましては、委員会条例のまず決定をみて、新たに来年度、市議会選挙がございますが、その中の委員会構成については変更可能という部分がありますので、新しい議会において、その委員会構成のことを決定していくことができるということでございますので、補足説明をさせていただきました。

以上であります。

議長(古畑浩一君)

それでは、甲村委員長より補足の説明が終わったところで、再度、採決を行います。

本案につきましては、起立による採決といたします。

本案に賛成する諸君の起立を求めます。

[起 立]

議長(古畑浩一君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第9.発議第11号及び同第12号

議長(古畑浩一君)

次に、日程第9、発議第11号及び同第12号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

甲村 聰議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

甲村議員。〔1番 甲村 聰君登壇〕

1番(甲村 聰君)

ご説明を申し上げます。

発議第11号及び発議第12号についてご説明を申し上げます。

発議第11号は、糸魚川市議会会議規則の一部改正でありまして、地方自治法の改正によりまして、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができることになったため、その手続等を定める所要の改正を行いたいものであります。

また、あわせて条文の整備を行っております。

改正内容につきましては、第1章第9節として、新たに公聴会及び参考人に関する条文を追加するため、改正前の第9節以下を繰り下げる改正を行う必要がありますことから、改正文が非常に煩雑になっておりますが、改正の主たるものについては、第78条から第84条までにおいて公聴会開催の手続、意見を述べようとする者の申し出、公述人の決定、公述人の発言、議員と公述人の質疑、代理人または文書による意見の陳述、参考人について定めるものであります。

次に、発議第12号は、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であ

りまして、発議第11号による会議規則の改正により発生する条ずれの改正、及び条文の整備を行いたいものであります。

以上で説明を終わります。

議長(古畑浩一君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することといた したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、 これにて討論を終結いたします。

これより発議第11号、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、発議第12号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第10.発議第13号

議長(古畑浩一君)

次に、日程第10、発議第13号、放射性物質を含む汚泥処理に関する決議についてを議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木勢子議員。

[「議長」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。〔25番 鈴木勢子君登壇〕

25番(鈴木勢子君)

発議第13号、放射性物質を含む汚泥処理に関する決議、これを読み上げて提案説明とさせていただきます。

糸魚川市内のセメント会社2社による放射性物質を含む汚泥処理について、市民から不安の声が 多く出されています。

市議会9月定例会においては、環境大臣、新潟県知事に意見書を提出しております。その内容は、クリアランスレベル以下であっても、持ち込まれ続けることによって長い年月の間に生じる人体への影響は未知数で、今後の問題として残ること。国や県は、放射能対策を早急に確立させる必要があること。また同時に、安全性に対する根拠の公開が望まれることを指摘し、次の事項を強く要望しました。

- 1 放射性物質処理の原則は「封じ込めと拡散防止」であり、放射性物質を含む各種汚泥の発生元からの持ち出しには慎重であること。
- 2 住民の安全と健康を守ることを前提に、住民が納得できるような情報提供を随時行うこと。
- 3 各自治体が放射能空間線量を含め環境測定が行えるよう、より精密な測定機器を設置すること。

であります。

その後の住民説明会において、市民から多くの疑問や不安の声が出され、いまだ安全・安心に対する不安が払しょくされているとは言えず、環境への配慮や風評被害への責任も明らかにされておりません。

しかし、市は汚泥受け入れを安全と判断し、汚泥の発生事業体と処理企業、糸魚川市の3者において、基本協定締結の考えを表明しました。

国のクリアランスレベル以下とはいえ、市内セメント会社2社が受け入れる汚泥の総量は膨大であります。放射性セシウムの半減期は30年であり、次世代を担う子供たちへの責任は重大であります。

住民周知と合意が十分できているとは言えない中での基本協定締結は行わないことを求めるものであります。

以上。

私の市議会活動 8 年間の最後のお願いであります。どうぞ会派にとらわれず、ご賛同くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長(古畑浩一君)

これより、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

保坂 悟議員。

2番(保坂 悟君)

提出者の鈴木議員にお伺いいたします。

今回のこの汚泥については、本来、国の法律で、汚泥の排出者と受け入れる企業間で、本来であれば粛々と処理ができる背景がございます。

そこで今回は行政が割って入る形で協定をしようとしていまして、いわゆるブレーキ役を私は果たしているというふうに認識しておりまして、一番最後の部分ですね、「基本協定締結は行わないことを求めると」いうふうにありますので、このブレーキを外すようにも受け取られるわけでして、その辺がまず1点、疑問があること。

もう1点は、この3項目につきましては、糸魚川市議会は全会一致で認めた内容でありまして、今現在も行政は一生懸命、基金の整備であったりとか、情報提供であったりとか、住民説明会等々を行って、今、進行中であります。このタイミングで、今この決議を出されるということは、ほかの議員に対しても提出者、賛成者もそうなんですけど、事後相違になるんではないかという心配をしてるんですが、これが確実にできなくて、この決議を出されるのはわかるんですが、遂行中で、この時点のタイミングで出すというのが、ちょっと私には理解できないので、その2点、ちょっとお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。〔25番 鈴木勢子君登壇〕

25番(鈴木勢子君)

保坂 悟議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目でありますが、これは確かに捉え方ですが、住民の周知、合意が十分にできていないという根拠は、市内19カ所の住民説明会、これの参加者、延べ数ですが500人余りと非常に少数でもありますし、それから十分な理解が得られてないということは、11月13日に全員協議会で配付されました質疑応答集の中でも、十分にあらわれているかと思います。そのような中で、 拙速に今協定は結ばなくてもよいのではないかと、今の段階で、そういう願いであります。

それから、2点目の質問の9月定例会で可決いたしました、この1、2、3項目の意見書でありますが、確かにこれは今、進行形でありますが、1点目の質問と重複いたしますけども、例えば測定機器もまだ 線の機器も購入されていませんし、そういった中で住民のまた健康、安全を守るということを前提に、納得、理解がされていないので、今、確かに進行形ではありますが、早急な締結は今の段階では行わなくてもいいというふうに捉えました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

- 388 -

保坂 悟議員。

2番(保坂 悟君)

捉え方とおっしゃっているんですけども、先ほども1回目の質問で言ったとおり、この協定を結ぶことによって、ブレーキが働くと私は認識しておるんですね。何もない状態であれば、国の法律に準じて、もう企業側と排出側で処理がなされるというふうに解釈できるわけです。大丈夫ですかね。そのために議会は全会一致で、県に対しても、環境大臣に対してもこういう申し入れをして、また、行政もそれに反応して、今、いろいろ手を下していただいていると私は思っているんですね。

その段階で、今まだそれも結論が出ていない段階で、ここに書いてありますね、「住民周知と合意が十分できているとか言えない中で」とありますけども、これは言える、言えないじゃなくて、締結を結んだ中で条件をどんどん出していかないと、かえってそれは受け入れることになると私は解釈しているんですね。その辺の認識がちょっとわからないので、その辺をもう一度ご説明いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。〔25番 鈴木勢子君登壇〕

25番(鈴木勢子君)

お答えいたします。

まず、より慎重に進めていくというところで、やはり今の段階では拙速に協定書を結ぶということは、いかがなものかということです。

ですから保坂 悟議員がご指摘のブレーキになるということは、当然でありますけども、やはり 私は県の企業局にも行ってまいりましたけども、やはり今この段階で糸魚川市が協定書の素案をつ くって、でも、それは17日の委員会で示されたわけですが、より慎重さを求めるというところで、 今は行ってほしくないという、そういう意味でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

保坂 悟議員。

2番(保坂 悟君)

最後になりますが、もしそういう趣旨であるとするんであれば、ここは行わないことを求めるでなくて、延期するということにするべきだと思いますし、もっと言えば、この3項目を全会一致で出す時点で、むしろその汚泥に対する受け入れは反対するとか、何かそういった話をしとくべきだったと思うんですが、そこはいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。〔25番 鈴木勢子君登壇〕

25番(鈴木勢子君)

お答えいたします。

まず、9月定例会の意見書でありますが、この1、2、3というのは市民から出された陳情をもとに、糸魚川市議会で全会一致で作成したものでありますので、私、個人のものではありません。

それで、この1、2、3の中で冒頭の1番は、放射性物質の原則は封じ込めと拡散防止であるという、ここを捉えて、持ち出しには慎重にあるということということを強くうたってきました。

あと最後の文言でありますが、締結は行わないことを求めるものでありますというふうに文書化しましたけども、おっしゃるとおりにもう少し緩やかな形で拙速にしないこととか、慎重に進めるという、そういう方法もあったかと思いますが、今回はこの形で提出させていただきました。

よろしくお願いいたします。

[「議長」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

保坂 悟議員。

2番(保坂 悟君)

終わります。

議長(古畑浩一君)

ほかにご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

松尾議員。

2 1番(松尾徹郎君)

お聞きしますが、この基本協定案につきまして鈴木議員のほうでは、事業主体、受け入れ企業、あるいは糸魚川市の3者で取り交わされるこの内容ですね、どこか不備を感じておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。〔25番 鈴木勢子君登壇〕

25番(鈴木勢子君)

お答えいたします。

まず、松尾議員ご指摘の基本協定の内容ですね。これは不備ということで捉えるかどうかですが、やはり全体の総量、クリアランスレベルというところは、これは記載してありますが、2セメント工場で受け入れる総量の規制もありません。それから細かいことを言うと、いつまでするのかというところも非常に不明確ではないのかなというふうに私は捉えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

松尾議員。

2 1番(松尾徹郎君)

この協定案の中には調査を絶えずし、そしてまた、その調査の報告もし、そしていわゆるクリアランスレベル以下のものを受け入れるというようなことが、しっかりとうたわれてありますし、また、その調査の結果、問題が生じた場合には、すぐ行政のほうでは断るということになっておりますので、何ら問題はないと思います。

要は、安全確認がいいかげんなものであるならば、これは非常に問題がありますけども、3者がそれらについて慎重に対応するということでの協定案ですので、極めてこれは慎重に行政が進める

·

というあらわれだと思いますが、その辺はどのように捉えますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。〔25番 鈴木勢子君登壇〕

25番(鈴木勢子君)

お答えいたします。

ここでの委員会で示された基本協定、全て全面否定しているものではありません。

それで何度も重複しますが、住民の周知、合意が十分できていない。例えば18日に能生地域で 審議会がございましたが、審議会の委員でさえこの汚泥は、糸魚川市内の上水道汚泥だというふう に捉えている方もいるというふうに伺いました。まだまだ参加者が少なかったということもありま すし、市民に十分理解されていないのではないかというふうに捉えました。

それから全体の総量が、私は一般質問でも申し上げましたけども、これまで2社合わせて6万5,000トン、下水道汚泥でも受け入れている。その上、上水道汚泥を。ジオパークの糸魚川市が放射性物質処理の、セメント工場があるがためのことではありますけども、そういったことも問題が出てます。

それから重複しますが、100項目近くの市民から出た質疑のまとめによると、市内の具体的に 東保育園とか糸魚川小学校と施設名を挙げて、要するに詳しく測定をしてほしいとか、さまざまな 要望が十分に解決されていないんです。

それで私は、次の世代を担う子どもたち、放射性セシウムの半減期は、松尾議員もご存じのように30年であります。10年、20年先の子どもたちの世代のことに責任を、今、私たちが持たなければいけないんではないかというふうに捉えて、賛成者も加えて、きょう提出した次第であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

松尾議員。

2 1番(松尾徹郎君)

私も市民の安心・安全については、本当に真剣に考えているつもりですし、また、将来の子ども たちのことも考えているつもりです。

ただ、これら放射性物質は被災地のみならず、国を挙げて取り組まなければならないことなんじゃないでしょうか。直接のいわゆる被災した瓦れきとは違いますけれども、しかし、それでやはり随分、各事業体が困っているという中で、本当の意味で復旧・復興をしていくことが、どんどんおくれるわけですよね。

そういう意味で、糸魚川市としてできる限りの役割をすべきであると。そういう中で、市長はじめ行政側が、それらを慎重に進めていくということを、再度、言われてるわけですので、しかも、この協定案が不備であるならば、これは考えていかなければなりませんが、3者が合意のもとで進めていくということですので、何ら私は問題ないと思いますが。

今、私が申し上げました全体の復旧・復興を考えて、そしてまた糸魚川市として、それなりの役割をしていかなければならないというふうに行政側が判断したわけですが、その点については鈴木

さんは特に市民のため、あるいは地域のためいろいろ言われているわけですので、これを糸魚川市がすることによって、相当に安全面で問題があるならば、これはもう大いに反対しなければなりませんが、そうではないんだということの中で進めるということですので、私はこれは問題ないんではないかなというふうに思うんですけども、いま一度、考え方をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。〔25番 鈴木勢子君登壇〕

25番(鈴木勢子君)

お答えいたします。

私どもは9月定例会で、全会一致で可決しました意見書の1番目、放射性物質の原則は、封じ込めと拡散防止である。放射性物質を、要するに汚泥ですよね、今回の場合は、発生元からの持ち出しには慎重であること。

21番(松尾徹郎君)

困ってるんでしょう。

25番(鈴木勢子君)

それから2番目は、情報の提供を随時行う。この2点からも考えまして、私たちが可決したこの内容で、十分に情報が提供されているとお思いでしょうか。

例えば封じ込めと拡散防止についても、南相馬市の桜井市長をはじめ、岩手県大槌町の町長も、 森の長城プロジェクトという事業をご存じかと思いますが、そういったところで瓦れきは財産であ ると、復興の財産であるということを主張しております。

ですから各自治体、全国にこれをクリアランスレベル以下であっても、どんどん排出して処理を するのではなくて、封じ込めと拡散防止という、そこのところで、そういった協力の仕方もあると いうふうに私は捉えております。

議長(古畑浩一君)

議長としてちょっと申し上げますけれども、今回の水道事業者から出た放射能汚泥の問題と、災害地から出る瓦れきの問題を、これを混同していると、この発議の問題からは逸脱するというふうに思いますので、質問者、また答弁者、ともにそこら辺は分別を持って発言をいただきますようにお願いを申し上げます。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

甲村議員。

1番(甲村 聰君)

鈴木議員に質問いたします。

9月に意見書として提出されたものが、議会において全会一致だったわけですね。この3項目が クリアされるということを受けておったわけですね。この部分が新たにここに盛り込まれて、基本 協定がそこを踏まえて行政対応をするということを基本にして、協定締結というものが生じてきた んではないかと私は思うんですね。

- 392 -

私ら奴奈川クラブでも新潟市の水道局へ行って、この部分について調査してきました。その中で 法律だけではなく3者、行政も入って、きちっと安全確認ができるようにということで、新潟市の ほうからまたこういう話が出てきたわけですね。その中で、基本協定を結ぶというふうになってき た。これは先ほど保坂議員が言いましたけども、ブレーキ役であります。2者、排出のところと受 け入れのところでやってしまう可能性もあったわけです。そのことが、ストップとして出てきたと いうことについての見解はどうですか。まず、お伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。〔25番 鈴木勢子君登壇〕

25番(鈴木勢子君)

お答えいたします。

重複いたしますけども、基本協定はある意味で2者の、発生元と受け入れる事業体ですね、ブレーキ役で糸魚川市がというところは私も認めております。

それで同じ繰り返しにはなりますが、やはり今拙速に締結をしなくても、例えば 線の購入を待って、市内の市民から要望がある、担当課が決めた測定場所だけではなくて、いろいろなところで測定をするとか、そういったところを踏まえて進んでいけば、もう少しより多くの住民の合意も得られるんじゃないか。そういう意味で、私たちは慎重に進めてほしいという願いであります。

[「議長」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

甲村議員。

1番(甲村 聰君)

そういう中で、1点目に封じ込め拡散防止、放射性物質を含む各種汚泥の発生元からの持ち出し を慎重にすることということがありますね。その部分を受けて、市民厚生常任委員会で報告事項で あったものを、常任委員会では所管事項調査として変えたわけですね。その中で十分、鈴木議員は じめ、いろんな方が審査されました。

その部分を、いろんな要望、意見を市長答弁の中で、十分できるように情報提供もします。精密な測定機器も用意します、 線を測定できるようにということを、委員の意見の中で答えとるわけですね。この部分をもって安全・安心、行政側は常に市民に目線を向けた1つの対応として考えとるからこそ、こういうものが出てきたんではないでしょうか。それがまた信頼できないとすれば、どのようなものが信頼できるようになるんですか、お伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。〔25番 鈴木勢子君登壇〕

25番(鈴木勢子君)

お答えいたします。

信頼できないということは、ここでは申し上げておりません。より慎重に住民の合意を得ながらやりましょうと。だから説明会の参加者も全体のほんの一部でありますし、たくさんの疑問が出ましたよね。

正確には九十五、六項目の幾つかは、推進の声がありましたけども、解決されていない。それから近々では、12月に入って4日、5日、6日、3日間続けた各地域の説明会の中でも、住民の方から切なる声が上げられました。それに市も十分に対応してないという。

ですから私は9月の定例会以後、私たちが皆さんと一緒に可決した意見書、情報提供も含めて、本当にこれでいいのかどうか、私なりにも勉強してきました。ですから拙速に今、ここで締結をしなくてもいいんじゃないかというところの願意であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

甲村議員。

1番(甲村 聰君)

慎重であるということについては、鈴木議員のご発言は理解できるとこはあります。これを9月に、慎重であるべきことということの意見書として全会一致をみたわけです。このことを行政側が重く見て、第三者に入って、こういう基本締結をしようという1つの表現であった。その部分をどうして、それもだめですということは受け入れ拒否につながるんでないですか。そういう判断は、また9月議会で決定したことを、ひっくり返すような反対運動になってしまう可能性があるんじゃないですか。そこら辺についてお考え、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。〔25番 鈴木勢子君登壇〕

25番(鈴木勢子君)

お答えいたします。

この意見書を1、2、3、これは中身を、この決議を出すことによって、ひっくり返すなどということは提出者としても考えておりません。私は市民の立場、特に小さな子どもたちですよね、その将来を考えて、みんなで慎重にやりましょうと、そういうことのきょうは提案なんです。

ですから、ここは若干の文言の表現の仕方によっては、ちょっと捉え方も違ってきたかなというところはありますけども、とにかく住民の合意と、それから周知徹底ですね、それから情報提供も含めてやっていこうという、そういうところなんですけども、私のほうから本当にご理解いただきたいと思います。

1番(甲村 聰君)

以上です。

議長(古畑浩一君)

同様の質問と同様の答弁が続いておりますが、ほかにございますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

田原議員。

14番(田原 実君)

よろしくお願いします。

決議文の最後にございます次世代を担う子どもたちへの責任は重大であると。今回の糸魚川市内

- 394 -

への汚泥の持ち込みが、子どもたちへの責任を考えた場合には、いかがなものかという鈴木さんの ご心配、思いは伝わっております。

ただ1点、この文書の中で、鈴木さんのお考えをお聞かせいただきたいとこがありますので、よろしくお願いいたします。

上段のほうでありますが、「持ち込まれ続けることによって長い年月の間に生じる人体への影響は未知数で」とございます。この未知数でという言葉は、いろいろな解釈ができます。明らかに子どもたち、将来の世代の健康に大きな影響を与えていくんだということであれば、どのような影響があるのかということを、この機会に少し教えていただきたいと思いますし、また、未知数という言葉の中には、逆にあまり影響は出ないのかもしれないということが含まれているのか、そこら辺のお考えを1点、お聞かせいただければと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

鈴木議員。〔25番 鈴木勢子君登壇〕

25番(鈴木勢子君)

お答えいたします。

まず、次世代を担う子どもたちへの責任は重大であるということに、田原議員が理解を示してくださったことに本当に感謝申し上げます。

それで本文の「長い年月の間に生じる人体への影響は未知数」ということですが、これは言いかえたら影響は、はかり知れないということですね。これは9月定例会の会議録にも、そのような文言は残っているかと思います。どういうふうに未知数なのかというときに、私は過去の原発事故の、そこから学ぶことがとても多いかと思うんです。

1986年4月26日のチェルノブイリの事故から学ぶことが、とても多いのではないかと。チェルノブイリの場合は、子どもの甲状腺はすぐは出ませんでした。ご存じのように5年、それから10年ですね、そういった年月を経て出てきました。今、チェルノブイリから26年が経過して甲状腺のがんだけではなくて、チェルノブイリ・ハートという言葉であらわされるように、心臓疾患の子どもたちが、当時の子どもたちですね、今は大人になってますが、そういうことも数字であらわれております。

それで欧州の、

議長(古畑浩一君)

手短に願います。

25番(鈴木勢子君)

ですから私は今、これだけの大量の膨大な汚泥を受け入れていくこと、環境への影響は、はかり知れないんじゃないかという、要するに未知数、まだわからないですよね。そういうところで、慎重というふうに私は考えております。

何度も申し上げますが、私はジオパークのまちで思いっきり深呼吸ができる、そういうまちにしたいなという、これは皆さんにとったらお笑いの世界かもしれませんが、子どもたちや孫たちのことも考えて、今回提出させていただいたわけです。ご理解いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

田原議員。

14番(田原 実君)

わかりました。

ただ、国もそのチェルノブイリのようなことが日本の中で起きないようにということで、さまざまな検討をし、基準も定めていることと思います。

糸魚川は協定の中で、一定の安全基準というものを設けて取り組もうとしているところのその数値と、それからチェルノブイリによって影響があった場合の放射線の線量と、どのように比較していくのかといったところ。これは私の勉強不足でもありますけども、そういった点をもう少し具体的なものがないと、影響は未知数だという言葉だけでは、なかなか判断しかねる部分があるなということを一言申し上げて、終わります。

議長(古畑浩一君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することといた したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会の付託を省略することと決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、 これにて討論を終結いたします。

これより発議第13号、放射性物質を含む汚泥処理に関する決議についてを採決いたします。 本案に対する採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

[起 立]

議長(古畑浩一君)

起立少数であります。

よって、本案は否決することと決しました。

議長(古畑浩一君)

暫時休憩いたします。

再開を2時45分といたします。

午後2時33分 休憩

- 396 -

.

午後2時45分 開議

議長(古畑浩一君)

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第11.閉会中の継続審査及び調査について

議長(古畑浩一君)

日程第11、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することと決しました。以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(古畑浩一君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

市長(米田 徹君)

平成24年第5回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る3日から本日までの長期間にわたり、多数の重要案件につきまして慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に6点について、ご報告を申し上げます。

最初に、やまのい保育園建築工事について、ご報告を申し上げます。

本議会初日の行政報告で、工期の延長についてご報告いたしたところでありますが、外構工事の 一部を除き工事が完了し、12月25日から新園舎での保育が開始できる運びとなりました。

なお、外構工事のうち園舎南側園庭工事につきましては降雪期でもありますことから、来年3月25日まで工期を延長し、完成を目指してまいります。この間、園児への安全管理に十分配慮しながら工事を進めてまいります。

今回の工期延長につきましては、工程管理に甘さがあった点もあり、心からおわびを申し上げる 次第であり、担当する教育総務課職員を厳重注意いたしたところであります。

議会並びに保護者の皆様に、ご心配をおかけいたしましたことにつきましては、心よりおわびを

申し上げますとともに、今後はこのようなことのないよう、工事現場と市との連携強化、並びに工程管理の徹底を図ってまいりますので、特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目に、磯部小学校改築事業について、ご報告を申し上げます。

本議会初日の行政報告におきまして、12月下旬の新校舎完成と、1月8日の3学期からの新校舎での授業開始をご報告いたしたところでありますが、今月に入ってからの風雪等の悪天候により、外壁の塗装工事の一部が予定できない状況となりました。現在施工業者では、休日返上で工事を進めておりますが、新校舎での授業開始は1月15日となる予定であります。

新校舎での授業開始を待ちわびている児童をはじめ保護者、地域の皆様、並びに議会の皆様に、 心からおわびを申し上げます。

保護者並びに地域の皆様には12月19日に説明会を開催し、おくれることに対するおわびと、 今後のスケジュール等をご説明申し上げました。

3点目に、上根知保育所改築工事について、ご報告を申し上げます。

園舎改築工事が完了し、12月25日から新園舎での保育を開始する予定であります。

既存施設の解体や外構工事が残っておりますが、園児への安全管理に十分配慮しながら工事を進めてまいります。

4点目に、組合営水道の公営化について、ご報告申し上げます。

昨年、経営変更認可を受けました糸魚川地域の東海小規模水道につきましては、公営化に向けた 工事がほぼ完了し、本年12月25日から早川簡易水道として給水を開始する予定であります。

なお、一部舗装工事が残っておりますが、本年度内に完了する見込みであります。

5点目に、上水道汚泥の処理に伴う協定の締結について、ご報告を申し上げます。

市内セメント工場での汚泥の受け入れにつきまして、了承することにしたい旨、ご説明申し上げましたが、13事業体のうち新潟市と長岡市の2市との協定を、本日、議会終了後、締結する予定といたしております。

新潟市の上水道汚泥は、電気化学工業株式会社で処理することといたしまして、排出元の新潟市、処理工場の電気化学工業株式会社、及び糸魚川市の3者で、長岡市の上水道汚泥は、明星セメント株式会社で処理することといたしまして、排出元の長岡市、また処理工場の明星セメント株式会社、及び糸魚川市の3者で、協定を結ぶ予定といたしております。

新潟市及び長岡市以外の排出元との協定につきましては、今後、協定内容の協議が整った排出元と処理工場、及び糸魚川市の3者で、順次、締結する予定といたしております。

受け入れに際しましては放射線量などにつきまして、排出元や処理工場での測定のほか、市でも 独自に測定するとともに、測定結果は全て公開するなど、市民の安全・安心を確保してまいります。 最後に、総合計画の実施計画について、ご報告申し上げます。

後期基本計画に基づく6つの施策体系を計画的に推進するため、平成25年度からの3カ間で取り組む主要な事業を定めた実施計画を作成いたしましたので、本日、議員の皆様にお配りさせていただきました。

この計画は、新年度の予算編成の方針にするとともに、その後の行政需要や財政状況の変化を踏まえ、毎年度、内容の見直しを行い、作成することとしております。

以上、6点について、ご報告を申し上げました。

- 398 -

.

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。 終わりに、平成25年3月市議会定例会の招集日を、2月25日(月曜日)とさせていただきた い予定でありますことをご報告を申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。 大変ありがとうございました。

議長(古畑浩一君)

これをもちまして、平成24年第5回糸魚川市議会定例会を閉会といたします。 長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

それでは、よいお年を。

午後2時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長

議員

議員

- 399 -